

品川区同和対策協議会設置要綱

昭和 5 5 年 6 月 6 日 区長決定
平成 1 1 年 3 月 1 0 日 一部改正
平成 1 3 年 4 月 2 日 一部改正
平成 2 1 年 4 月 1 日 一部改正
平成 2 7 年 4 月 1 日 一部改正
令和 6 年 1 1 月 1 8 日 一部改正

(設置)

第 1 条 区内の同和問題の改善を図るため、品川区と部落解放同盟東京都連合会品川支部とが協議を行うことを目的として、品川区同和対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 同和問題の調査および研究に関すること。
- (2) 同和問題の連絡調整に関すること。
- (3) その他会長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 協議会は、会長および委員で組織する。

(会長)

第 4 条 会長は、区長室長をもって充てる。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代行する。

(委員)

第 5 条 委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 品川区組織規則（平成 27 年品川区規則第 3 号）第 3 条第 1 項に規定する部長、児童相談所長、保健所長および教育委員会教育次長の職にある者
- (2) 部落解放同盟東京都連合会品川支部が指定する者 10 人
- (3) 会長は、特に必要と認めるときは、委員以外のものを協議会に出席させることができる。

(招集)

第 6 条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

(専門部会)

第 7 条 特別の事項を調査または審議させる必要があるときは、協議会の決定により専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、協議会の委員のうちから会長が協議会に諮って指名す

る者とする

3 その他専門部会について必要な事項は、協議会が定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、区長室人権・ジェンダー平等推進課において処理する。

付 則

この要綱は、昭和55年 6月 6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年 4月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年 4月 2日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年11月18日から施行する。